令和８年第８回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年８月１０日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第８回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１６名】

１番　井上ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦（欠席）	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子（欠席）
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１１名】

２０番　唐川　富雄（欠席）	２１番　髙良　　悟	２２番　日野　孝紀（欠席）
２３番　田邊由紀嗣	２４番　井上美津子	２５番　大内田豊年
２６番　安陪　廣重	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二（欠席）
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２８番・３２番・３６番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について
・報告第　２号　　農地法第３条の規定による許可の取消願について
・報告第　３号　　農地法第５条の規定による許可の取消願について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　２号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　３号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　４号　　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃
事務吏員　　佐　藤　祐　也

事務吏員　　岩　切　範　宏
農業振興課事務吏員　　井　手　英　覚
（　　開会　　１４時００分　　）

７．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第８回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１６名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１１名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に１７番畑委員、１８番林委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明
８ページまで３１件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から３１番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手の上、議席番号と名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
９ページをお開きください。
次に、報告第２号「農地法第３条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（佐藤）議案書朗読をもって説明
報告番号１番について説明します。願出人・申請土地・契約の種類及び許可年月日については議案書記載のとおりです。許可取消の理由は、令和８年６月定例会の審議において、契約内容売買で許可されていました。しかしながら譲受人を変更するとのことで許可取消申請書が提出されたものです。なお、当該農地は、議案書１４ページの議案第３号審議番号１番にて、譲受人を変更し、農地法第３条の許可申請書が提出されています。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告第２号について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第２号を終わります。
１０ページをお開きください。
報告第３号「農地法第５条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案書朗読をもって説明
報告番号１番について説明します。願出人・申請土地・契約の種類及び許可年月日については議案書記載のとおりです。許可取消の理由は、工事費が当初見込みを大きく上回ることや、工期が当初想定より長期化することが判明し、事業実施が困難となったため許可の取消願が提出されたものです。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告第３号について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第３号を終わります。

１１ページをお開きください。

次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。

１２ページをお開きください。

次に、議案第２号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明

審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号２番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号３番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号４番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の１８番林委員、３３番熊谷委員を指名いたします。

１３ページをお開きください。

次に審議番号５番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号５番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号５番について、担当地区委員の１２番水上委員、２８番山﨑委員を指名いたします。

次に審議番号６番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号６番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号６番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員を指名いたします。

次に審議番号７番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号７番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号７番について、担当地区委員の９番空閑委員、２４番井上委員を指名いたします。

次に審議番号８番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号８番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号８番について、担当地区委員の１５番田中委員、２５番大内田委員を指名いたします。

審議番号１番から８番を一括とし、意見や質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番から８番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第２号は可決されました。

１４ページをお開きください。

次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（佐藤）議案朗読をもって説明。

議　長　事務局の説明は終わりました。次に、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。

１６番内田委員。

１６番挙手

議　長　１６番内田委員。

１６番　（内田委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人が野菜作りに興味があるということで購入したいということです。譲渡人は高齢のため離農するとのことです。農地法

第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手
議　長　１４番山内委員。
１４番　（山内委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は高齢のため規模縮小です。譲受人は隣接農地であるため規模拡大のため契約に応じたものです。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
１５ページをお開きください。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手
議　長　９番空閑委員。
９番　（空閑委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。譲渡人は遠方のため耕作できないという理由です。譲受人は、いま借り受けている農地を取得するためであります。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２４番　（井上委員）譲受人は、実際ネギを作ってあり、特に問題はないと思います。
議　長　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
次に審議番号４番について担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手
議　長　９番空閑委員。
９番　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２４番　（井上委員）申請土地は、譲受人の自宅前の畑で、譲渡人は高齢で譲受人に話が合ったようです。
議　長　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手
議　長　　９番空閑委員。
９番　　（空閑委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、自ら管理・耕作することが困難とな遠方のため耕作できないためであり、譲受人は、新規就農ということで面談を行っています。その際、朝倉の整備された農地に魅了されたということで、こちらで耕作を広げたいということです。同時に中古物件の住宅を購入され、そこについてきた農地を起点にして農地を広げていきたいそうです。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２４番　　（井上委員）ありません。
議　長　　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
２５番挙手
議　長　　２５番大内田委員。
２５番　　（大内田委員）譲受人は農事組合法人を立ち上げ、代表理事もされてありますが、経営面積が０㎡というのはどういうことですか。０㎡でも農事組合法人は立ち上げられるのですか。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（佐藤）譲受人である農事組合法人ですが、梅と水稲種子の生産を行っているが、代表理事の個人の農地で行っているようで、耕作証明が法人の名前で出ないので、議案書には０㎡で記載しています。
２５番　　（大内田委員）わかりました。
議　長　　他に質問や意見はありませんか。
ここには代表理事の方が、ときどき来られるそうです。家に泊まって管理をするということを言ってありました。いずれは、常時在中して管理する人を置くそうです。
議　長　　ほかになければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
１６ページをお開きください。
次に審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。２６番安陪委員。
２６番挙手
議　長　　２６番安陪委員。
２６番　　（安陪委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。家を買ったときに農地もついていたのですが、名義変更がなされていなかったものがようやく変更できたので今回申請されたものです。譲渡人の理由は、転居による規模縮小で、譲受人は相手方の要望ということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手
議　長　　１５番田中委員。
１５番　　（田中委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は、２、３年前はお父さんが元気でいらっしゃったのですが、亡くなられたので管理ができないということで今回贈与となりました。譲受人は、譲渡人の娘さんの同僚ということで話が進み贈与となっています。譲受人は３、４家族で野菜を作られるということで問題はないと思われます。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手
３番　　（星野委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は引っ越したため農地を手放したかったそうです。譲受人とは旧知の中であったことから売買が成立したそうです。
特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３２番　　（岩下委員）ありません。
議　長　　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
これは、宅地には家はあるのですか。
３２番　　（岩下委員）家はありません。
議　長　　では、家のない宅地と一緒に農地を購入したということですね。
３２番　　（岩下委員）宅地の横に農地があります。
議　長　　わかりました。他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
次に１７ページをお開きください。
審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手
３番　　（星野委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は高齢のために手放したいということです。譲受人は、同じ区の方で状況は承知してあるので要望に応じたものです。特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３２番　　（岩下委員）ありません。
議　長　　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。
次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手
３番　（星野委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人は親子です。親子関係なので特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３２番　（岩下委員）ありません。
議　長　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。
次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手
議　長　１１番森高委員。
１１番　（江藤委員）審議番号１１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人が大阪へ移転し当該農地が耕作不能となり、荒地になりつつあったのを心配した地元の方が仲介して譲受人に贈与するものです。譲受人は、当該農地で玉ねぎなどを栽培するということで耕作放棄地の解消にもなると思われます。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２３番　（田邊委員）ありません。
議　長　審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１１番は許可といたします。
次に、審議番号１２番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手
議　長　１０番森高委員。
１０番　（森高委員）審議番号１２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この農地は、４、５年前から売りに出ていたのですが、耕作放棄地で、家もある場所です。譲受人は市内で不動産業をしている方で自分が購入して、整地したうえで柑橘類を栽培したいということです。そのほかにも農業をしてあるので問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３６番　（石井委員）ありません。
議　長　審議番号１２番について、質問や意見はありませんか。
これは、家も一緒に購入したということですか。

１０番　（森高委員）そうです。家というか昔の家みたいな小屋です。長年空き家になっていて、売りに出たのが４、５年前です。災害の時に不動産屋が入って、売地の看板がたったようですが、それが残っていたものです。

議　長　家と一緒に農地があるということですか。

１０番　（森高委員）そうです。集落の中にある農地で一見宅地かと思われるような場所です。そこが宅地ではなく、農地であったということです。

議　長　わかりました。他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１２番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。

１４時４５分まで休憩します。

１４時３５分休憩

１４時４５分再開

議　長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

１８ページをお開きください。

次に議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　４番信國委員。

４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、建設業を営んでおり、転用の目的は、貸露天駐車場及び貸露天資材置場とするものです。地上げはしないのですが、砂利を敷きダンプや資材が置けるようにするものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。雨水は、自然浸透です。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

３５番　（平井委員）特には問題ないかと思います。文化財の発掘調査でちょっと止まっているようです。

議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　４番信國委員。

４番　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。砂利を敷いて、駐車場や資材置場として使用できるようにするそうです。雨水は自然浸透です。農地法の運用は、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２１番　（高良委員）ありません。

議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。

次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。

９番挙手

議　長　９番空閑委員。

９番　（空閑委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、共有進入路が必要なためです。理由は、申請地の南側にある２筆の土地への進入路として、共有で整備するものです。排水は、通路のため問題ないと思われます。農地法の運用については、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２４番　（井上委員）ありません。

議　長　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。

これは、砂利が敷いてあるところは農地だと聞いたが、もともと進入路はなかったのですか。

９番　（空閑委員）もともとなかった。

議　長　それ以外の進入路もなかったのですか。

２４番　（井上委員）そうですね。なかったですね。代々、農地の一部に砂利敷したところを通っていたのだと思います。

議　長　家を建てたときは農地を通って建てたということですか。

２４番　（井上委員）そうでしょうね。

議　長　長年、農地を進入路として使っていたということですか。わかりました。

他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。

１９ページをお開きください。

次に審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。

９番挙手

議　長　９番空閑委員。

９番　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、農機具倉庫及び露天駐車場です。理由は、農機具倉庫及び駐車スペースが必要であるため、整備するものですが、既に整備していたので始末書が添付されています。農地法の運用については、１０ｈａ以上の一団の農地の農業用施設に該当します。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２４番　（井上委員）ありません。
議　長　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
これは、建ててどれくらいになるのですか。
事務局　（渡辺）始末書に記載されているのは、令和２年に地上げして砂利敷き、令和３年に倉庫建設と記載されています。
議　長　他に質問や意見はありませんか。
地上げしたときは、よその土地ですよね。今回申請の譲渡人とはどういう関係ですか。
当時、売買契約だけして、転用の許可申請をせずに地上げ等をしていたということですか。
他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
次に審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手
議　長　１０番森高委員。
１０番　（森高委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、露天資材置場の敷地拡張で、転用の理由は、事業の拡大により、資材置場が不足するため整備するものです。ここは災害の後、７、８年くらい前に泥がおいてあり、資材等はなかったが植樹してありました。除外申請が１筆漏れていたようで、露天資材置場としての整備は終わっているため始末書が添付されています。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３６番　（石井委員）ありません。
議　長　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
１７番挙手
議　長　１７番畑委員。
１７番　（畑委員）この土地は、２、３年前に除外申請を出したところです。そのときに１筆漏れていたようで、無許可で資材置場として使っていたようになっていたので、土地改良区から指摘があり、除外の手続きを終えて、今回転用許可申請に至ったものです。
議　長　他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。
２０ページをお開きください。
次に、議案第５号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明。
議　長　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
農業振興課　（井手）議案書により、５つの区分ごとに説明。

「重要な変更（除外）本庁」、「重要な変更（除外）」、「重要な変更（編入）」、「軽微な変更（用途区分の変更）」、「重要な変更（除外）再依頼」に分けて説明。

議　長　　農業振興課の説明は終わりました。
議案第６号について、質問や意見はありませんか。
１５番挙手

議　長　　１５番田中委員。

１５番　　（田中委員）２６ページの「重要な変更（除外）再依頼」の１番の刃金土採取場ということは土を取るということですよね。この場合、災害の危険性などはどのようになっているのか教えてください。
農業振興課挙手

議　長　　農業振興課。

農業振興課　（井手）土地利用計画書の提出もありますが、朝倉県土整備事務所が窓口となり、県庁に盛土規制法に基づく届け出を行っています。これによって、土砂の崩壊がないように施工されるものと考えています。

１５番　　（田中委員）どのくらいの量を取られるのですか。

農業振興課　（井手）資料を持ち合わせていないので詳しくわかりませんが、溜池などの修理にこの土を使っています。２，０００㎥ぐらではなかったかなと思います。

議　長　　他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、議案第６号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、議案第６号は承認とし、市長へ提出いたします。
以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時４２分　）